⑵　九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用するものにあっては、三二ビット以上	

［四～九の二　略］

九の三　電波法第四条第一項第三号に規定する無線局であって、無線設備規則第九条の四第三号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局（以下「時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局」という。）の無線設備	二四ビット以上

［十～十三　略］

二　使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。

使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法
［一・二　略］	
三　テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備	［⑴　略］ ⑵　九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用するものにあっては、受信機入力電力が（一）八〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の場合に判定を行う。ただし、空中線電力が二〇ミリワットを超えるものにあっては、その超えた分を（一）八〇デシベルから減じた値以下の場合に判定を行う。 ［⑶・⑷　略］

⑵　九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用するものにあっては、三四ビット以上	

［四～九の二　同上］

九の三　［同上］	⑴　無線設備規則第四十九条の八の二の三第一号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（以下「時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機」という。）の無線設備にあっては、二七ビット ⑵　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機以外の無線局の無線設備にあっては、三四ビット

［十～十三　同上］

二　［同上］

［一・二　同上］	［同上］
三　［同上］	［⑴　同上］ ⑵　九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用するものにあっては、受信機入力電力が（一）八〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の場合に判定を行う。 ［⑶・⑷　同上］